

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○岩本浩治君 皆様、おはようございます。10時からの質問というのは、11回目の中で初めてございまして、やはり、11回目でありましても緊張するなと思っておるところでございます。

昨日、青森地震があったようで、私は寝てました。原稿が出来上がりましたので、もうこの際寝ちゃけと思ひまして、寝てまして、そういう中で、青森の方々には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、先月11月25日に阿蘇市を震源としました5弱の地震により、各議員の先生の皆さんからお電話いただきました。お見舞いを大変うれしく、感謝申し上げたところでございますが、震度5で、何か被害があったかなと思ったんですが、軽微な被害だけで安堵したところでございます。

そういう中では、いつ地震、災害が来るか分かんないというような感じを持ったところがございます。やはり、11月25日も、夜、地震があつてすぐ、県の阿蘇振興局の土木部長より、今から被害状況をちょっと見てまいりますという電話がありました。もう外は暗いよと言ったんですが、いえ、やはり、阿蘇の大事さを見てこなきゃなりませんということで行かれまして、翌日早朝にも電話がありました。見て回った限りでは、3か所の道路の陥没がある、また崩落がありましたという報告がありました。私、その感覚からしますと、県の危機管理防災はちゃんとよくしているなということを感じたわけでございます。その連絡がありまして、私を支持していただく有権者の方々にはお電話を差し上げた次第でございます。

そういう中で、今回の質問ということでございます。まず、知事に質問させていただきたいと思ひます。

ちょうど12月3日から12月9日まで、今日までが障害者週間でございます。私もこの1週間、各種障害団体から御案内を受けておりまして、1週間、案内のたびに各団体に行ってきたところでございます。

そういう中で、知事が就任されて1年8か月経過いたしました。昨年の3月の知事選挙のマニフェストには、私自身が当事者である障害者行政はライフワーク、様々な障害のある方を私のパートナーとして、県政で活躍してもらいます、や、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、障害に関する理解や障害のある人の社会参加の推進、地域で安心して生活できるための支援、障害特性等に応じたきめ細かい支援の充実に取り組みますなどと掲げられました。

知事就任後、障害者団体の会議などに知事は積極的に出席され、障害当事者やそれを支援する方などからの様々な声に耳を傾けられていると聞いております。

また、パリ2024パラリンピックメダリストへ、熊本県スポーツ特別功労賞だけでなく、県で初めて県民栄誉賞を贈呈されたことや、東京2025デフリンピックに関連して手話の日イベントを開催されたことなどにより、障害者に対する県民の理解も深まったのではないかと思います。

障害者だから諦めないといけないという風潮がまだある中、それは違うということを常々発信していかなければならないと私も思っております。そのためには、県の障害者プランにも記載されている、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指さなければなりません。

そこで、共生社会の実現に向けての知事就任後の障害福祉政策の取組について、3点お尋ねします。

1点目は、障害者の県政での活躍です。

令和7年3月31日時点の県内の障害者手帳交付者数は12万3,544人で、県人口に占める割合は約7.3%、つまり13人に1人は障害者手帳を所持されていることとなります。また、民間企業の法定雇用率も、現在2.5%ですが、来年7月には2.7%に引き上げられる予定です。

福祉分野に限らず、交通、まちづくり、労働環境など、様々な県政の意思決定過程に障害者の方に参加していただくことは、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

マニフェストにも記載のありました「障害のある方を私のパートナーとして県政で活躍してもらいます」の実現に向け、どのように取り組んでこられたかをお尋ねします。

2点目は、障害者の就労機会の確保及び収入の向上です。

障害者の自立促進のためには、経済的な安定も必要ではないかと思います。障害年金と就労継続支援事業所からの賃金や工賃のみで生活しておられる障害者もいる中、厚生労働省のデータでは、令和5年度の熊本県内のA型事業所の平均賃金月額8万3,220円、B型事業所の平均工賃月額2万1,108円と、いずれも全国平均を下回っております。

就労継続支援事業所での就労機会の確保や賃金、工賃の向上に向け、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

3点目は、地域で安心して生活するための支援についてです。

視覚障害や聴覚障害など、様々な障害種別がある中、地域で生活していくためには、障害特性や障害の状態に応じたきめ細かい支援が重要であり、さらに、地震や大雨などの災害対策の万全の対応や支援が求められます。

また、障害者がどこで誰と生活するかは本人が決めることが大前提であり、障害者の意思決定は、最大限配慮される必要があります。

そこで、障害者が地域で安心して生活するために、県としてどのように取り組んでいかれるのか。

以上、3点を木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩本議員から、障害福祉政策について御質問いただきました。

知事就任後、私自身が当事者であるからこそ気づくこと、感じることを施策に反映しつつ、県民の皆様と直接お話をする機会をたくさん持ち、埋もれかねない小さき声、弱き声にも耳を傾けながら政策を進めてまいりました。

そのような中で、1点目の障害のある方の県政での活躍に向けた取組についてお答え申し上げます。

私は、障害のある方の社会参画や活躍の場を広げること、様々な視点から県政運営を行うことという2つの観点から、障害のある方がより一層県政に参画いただく機会を増やしていくことが大変意義があるものと考えております。

そのため、県では、今年度から、審議会などの委員やオブザーバーとして、障害のある方の積極的な登用を全庁的に推進しております。

これにより、障害のある方の意見がより県政運営に反映されることや幅広い観点が加わることで、議論の質が高まることを期待しております。

先月、東京2025デフリンピックが開催され、私も応援に行かせてもらいましたが、本県関係の選手が大活躍されるとともに、聴覚障害の方への理解が深まるすばらしい機会となりました。

県でも、今年9月に、手話の日関連イベントで、聴覚障害当事者の方に手話講座を行っていただき、機運の醸成を図りました。さらに、一昨日、くまもとハートウィーク事業の一環として開催されました、議員からも御紹介いただきました2024年のパリ・パラリンピック金メダリストであり、県民栄誉賞をお贈りいたしました田中愛美選手の講演会などの機会を通じて、県民の皆様の障害や障害のある方に対する理解は大いに深まったのではないかと受け止めております。

今後とも、県政運営はもとより、様々な会議の場やスポーツ、芸術など様々な分野で、官民挙げて障害のある方の活躍の場を広げる取組を着実に進めていきたいと考えております。

2点目の就労継続支援事業所での就労機会の確保や工賃などの向上についてお答え申し上げます。

県では、県の工賃向上計画に基づき、商談会、販売会などによる優先調達推進、そのほか、農福連携コーディネーターによる農業者と福祉事業所のマッチング支援などを実施しております。

今年度は、新たな取組として、一般企業が初めて福祉作業所に物品等を発注する際に、経費の一部を補助するお試し発注サポート事業にも取り組んでいるところでございます。

今月12日、3日後、今週金曜日には、熊本市と共同で、県庁プロムナードにおいて、昨年の2倍の規模で、農福マルシェを開催することとしているところでございます。

今後も、県が率先して、障害のある方の自立の促進につながるよう、関係者と連携した取組を進めてまいります。

3点目の障害のある方が地域で安心して生活していくための取組についてお答え申し上げます。

まず、障害特性に応じたきめ細かい支援として、今年8月に、熊本県障がい者ICTサポートセンターを設置し、多くの障害のある方からの相談に応じております。

また、災害時の対策として、今年度から、人工呼吸器を装着する医療的ケア児の方々が在宅生活に移行する際、停電に備えた非常時の電源装置を貸与する事業を創設いたしました。

議員御指摘の障害のある方がどこで誰と生活するかという点につきましては、私も、本人が決めることが大前提であり、その意思は最大限配慮されるべきと考えます。

この点につきまして、今年度、県で、障害のある方々との意見交換、そしてまた、相談支援事業所への調査を実施したところ、家族と一緒に住みたいという本人の希望に沿った暮らし方の実現を促すべき

だという意見をいただきました。

このような御意見なども踏まえまして、障害のある方の意思決定支援の一環として、個人単位だけではなく、家族を一体的に支援するような仕組みを本県独自に検討しているところでございますし、こうした家族支援の視点を取り入れた障害福祉サービスの報酬体系の創設を国に要望してまいっているところでございます。

今後とも、積極的に現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、障害のある人もない人も、一人一人の人格が尊重され、社会を構成する一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事より答弁いただきました。

今の知事の答弁によりますと、ただ一言、ありがとうございます。それだけではちょっといけないので、知事の公約にもありましたように、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、社会参加の推進、障害の特性等にきめ細かい支援の充実、県民と直接話をする機会を多く持ち、埋もれかねない小さい声、また、弱き声に耳を傾け政策を進め、障害のある方の社会参加や活躍の場をつくり、審議会等の委員やオブザーバーとして、障害のある方を積極的に登用していくとのごことでございました。

今後も、会議の場やスポーツ、芸術等様々な分野で、障害のある方の活躍できる機会と場所をつくっていただきたいと思います。

また、障害のある方が自立生活をするためには、就労の確保や住まいの確保、最低賃金保障など、自立促進につながるよう、関係団体と連携、推進していくことで、速やかな実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

障害のある方がどこで誰と生活するかは、障害者の意思決定の支援の一環であると思っております。個人単位でなく、家族を一体的に支援する仕組みを検討し、家族支援の視点を取り入れた報酬体系の創設を国に要望するとのことで、これが可能になれば、障害者家族にとっては大変喜ばしいことでありまして、障害者と家族と一緒に生活する本来の姿に戻るのではないかと思います。

障害特性に応じたきめ細かい政策をしておられる知事は、障害がある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される社会をつくり、そして、対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、全力で取り組むということでした。

私は、この木村知事の福祉政策に関して、熊本から全国に発信できる福祉政策をよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

訪問介護サービスが抱える課題についてでございます。

訪問介護サービスが抱える課題については、おとといの熊日にも訪問介護サービスの記事が出ており

ました。

少子高齢化が進む中で、在宅介護サービスの利用ニーズは増加しております。しかし、介護の現場においてサービスを提供する人材の確保、また、介護サービス事業所の経営難が喫緊の課題です。都市部、中山間地域問わず、将来にわたって質の高い介護サービスを安定的に確保していくことが求められています。

介護人材の不足は、特に在宅生活を支えている訪問介護サービスの存続を脅かす深刻な問題となっています。訪問介護分野では、サービス提供責任者や訪問介護員の確保が困難な状況が続き、介護関連職種全体の有効求人倍率は、他の産業より高い水準で推移しており、人材不足が常態化しております。

人材不足の背景には、介護職の処遇や労働条件の問題があり、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によりますと、介護職員の平均月収は、他の産業と比較して依然として低い水準にあり、夜間や早朝の対応、緊急時の呼出しなど、不規則な勤務形態も人材確保を難しくしている要因であります。

さらに、介護職員の高齢化も進んでおり、若い世代の新規就労者が少ないことも大きな課題となっております。人手不足により、在職スタッフの負担が増えることで、さらなる離職につながる悪循環を生み出しています。

このような状況を生み出している原因が何かと考えますと、1点目は、低賃金と報酬制度の限界です。2024年の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられたことで、事業所の収益性が一層低下しており、移動時間などが報酬に反映されにくく、効率の悪い構造が続いております。

2点目は、事業所の小規模化と競争激化です。介護サービスを提供する事業所は、小規模の事業所が多く、全社協報告では、2024年時点で、従業員9人以下の事業所が27.2%を占めております。その一方で、都市部においては、新規開設が進んでおり、競争が激化しております。

3点目は、経営難と倒産リスクです。2024年6月から8月までの3か月間で、全国の訪問介護事業所のうち、166件が休止、397件が廃止となっております。2024年末時点で、全国107町村が訪問介護事業所ゼロの空白地帯となっており、272市町村で訪問介護事業所1か所のみと、事業継続の危機に直面している状況です。

熊本県においては、訪問介護事業所ゼロの自治体は1村、訪問介護事業所1事業所のみ自治体は6町村に及び、さらなる空白地域の増加が危惧されます。

空白地帯は、そのことに起因して様々な問題を引き起こします。

1点目は、訪問介護が受けられないことで、高齢者が在宅での生活を維持できなくなるリスクが高まり、施設入所等による家族負担が急増します。

2点目は、介護保険料を払っても介護サービスが受けられない、制度の空洞化が起きます。

3点目は、中山間地域、離島などの地方部では、人口減少と高齢化が進行し、事業継続が困難になり、人材確保が困難で採算が取れない構造的問題が深刻化し、サービス空白地帯が拡大していきます。

4点目は、報酬は1回ごとの訪問に対して支払われるため、長距離移動を伴う過疎地では採算が取れない事態が生じ、空白地帯の訪問介護を一層困難にします。

そこで、健康福祉部長に3点お尋ねします。

1点目は、県内における訪問介護事業所の数及び事業所数が少ない市町村におけるサービス提供の状況について、2点目は、介護人材確保のための報酬加算要件の緩和や県独自の支援策の有無等、今後の見込みについて、そして3点目ですが、私は、訪問介護は高齢者の在宅生活を支える重要なインフラと考えております。持続可能な制度設計と地域支援が急務です。訪問介護はなくなるのではなく、変わるべき時期に来ていると思います。現場の声を生かし、制度の柔軟性を図りながら、地域に根差した持続可能なサービスを構築することが重要と考えますが、訪問サービスの在り方についてどのように考えているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の県内の訪問介護事業所数等についてお答えいたします。

今年度当初時点においては、県内に656の事業所があり、県全体としては、近年大きな増減はありません。

一方で、議員御指摘のとおり、事業所数が少ない市町村もありますが、そのような市町村においては、近隣にある訪問介護や訪問看護、小規模多機能型居宅介護事業所などが必要なサービスを提供することで、高齢者の在宅生活を支えています。

次に、2点目の訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、介護人材の確保のためには、職員の処遇や労働条件の改善が大きな課題であると認識しています。特に、現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考え、これまでも重ねて国に要望してまいりました。

また、県の支援策としては、今年度、令和6年度の国の経済対策を活用し、非常勤のホームヘルパーの常勤化や経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成をはじめ専門家の派遣による経営改善に向けた支援など、事業所ごとの実態に応じた取組を進めています。

さらには、先月閣議決定された国の経済対策に向けた補正予算案において、医療、介護等支援パッケージとして、介護職員の賃上げや訪問時の移動に係る経費等への支援策が示されましたことを受け、県としても必要な対応ができるよう、予算化に向けた検討を急いでいるところです。

最後に、3点目の訪問介護サービスの在り方についてお答えします。

訪問介護は、高齢者が在宅で健やかに暮らし続けていくために必要不可欠なサービスです。県内どの地域においても、訪問介護サービスを継続して提供していくためには、事業所の経営安定化とともに、ヘルパーが安心して働くことができる職場環境の整備が重要と考えています。

そのような中で、現在、国においては、中山間地域において、月単位の定額報酬の導入などが議論されており、県としても、その検討状況を注視するとともに、現場の意見を丁寧に伺いながら、処遇改善や制度改正について、国へ要望してまいります。

引き続き、人材確保や経営の安定化を図り、地域に根差した持続可能な訪問介護サービスが提供できる体制づくりに向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より答弁いただきました。

介護保険料を払っても介護サービスが受けられない制度の空洞化が起きているのではと、私は現在心配しているところでございます。

私は、介護サービスが在宅生活を支える重要なインフラと考えます。訪問介護の処遇改善に向けた取組と県の支援策について、特に現場の実情に即した介護報酬や制度の見直しが必要であると考えております。

これまで、県は、重ねて国に要望してきたとのことですが、持続可能な介護サービス構築ができ、現場の声を聞き、生かして、制度の柔軟性を図りながら、県独自の支援策をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

中九州横断道路の有効活用について質問でございます。土木部長に質問いたします。

中九州横断道路は、熊本と大分を結ぶ九州の重要な東西路線であります。本道路は、中九州地域の観光の活性化に大きな役割を果たすとともに、熊本、大分の企業集積地や農産物等の産地同士を結び、交通渋滞を改善し、物流の効率化を図るとともに、産業の活性化を支える道路でもあります。

特に沿線では、TSMC関連のJASMの工場が本格稼働しました。また、第2工場についても建設地が決定し、現在建設中であり、さらなる関連企業の集積が見込まれます。

そのような流れを契機として、新生シリコンアイランド九州の実現、そして、日本の経済安全保障へとしっかりとつなげていくことが重要と思います。

さらには、南海トラフ地震の備えとして、九州地方における政府の現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎が選定されるとともに、阿蘇くまもと空港、大分スポーツ公園が大規模な広域防災拠点として位置づけられており、また、熊本地震や豪雨災害など頻発する災害に対応するために、中九州横断道路の必要性はますます高まっており、その早期整備が強く望まれております。

現在、阿蘇地域では、滝室坂道路の開通の見通しが示されていますが、いまだルートが確定していない区間があります。また、整備が進められている竹田阿蘇道路では、阿蘇側では波野インターチェンジ1か所に対し、竹田、竹田久住、竹田西、荻の4か所です。地域住民からは、熊本県側にももう1か所程度のインターチェンジ設置検討の余地があるのではないかと声を聞きます。

インターチェンジがあると、通勤通学、医療機関への通院等、生活上の利便への貢献は計り知れないものがあります。例えば、波野地区では、医療機関やスーパーがありません。集落は広範囲に分散しており、交通手段として鉄道がありますが、生活手段は全て自動車に頼っております。

交通利便性の向上は、都市部へのアクセス改善となり、若者や子育て世代の移住、定住促進にもつながる重要な役割を果たしてくれます。波野神楽祭りやスズラン公園は、県外から多数の観客が訪れております。

また、阿蘇市は、農畜産業が主な産業であります。特に酪農の生乳、野菜類のトマト、アスパラ、高原レタス、キャベツ等は、新鮮さが勝負です。福岡、関西、関東の市場への出荷は、出荷時期が大きく

価格に影響を与えます。

インターチェンジの増設は、地域住民の生活環境の向上、インターチェンジ付近への企業誘致、高原野菜などの農畜産物の輸送効率化、そして、観光客の誘致や周遊性に計り知れない効果が期待できます。

中九州道路は、阿蘇地域の安全と地域発展の要となる大動脈です。その整備効果を最大限生かす有効活用の一環として、計画にインターチェンジを新たに追加する場合、どのような検討や手続が必要になってくるのか、土木部長にお伺いいたします。

[土木部長菰田武志君登壇]

○土木部長(菰田武志君) 中九州横断道路は、熊本、大分両県を結び、九州の循環型ネットワークを形成し、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多面的な効果が期待される重要な高規格道路です。

高規格道路と一般道との結節点となるインターチェンジにつきましては、高規格道路の整備区間ごとに行われる計画段階評価等におきまして、利用交通量や事業費などのほか、地域の御意見を踏まえ、その位置が決定されています。

議員御質問の計画に新たに追加するインターチェンジにつきましては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受ける必要があります。その申請に当たりましては、企業立地による地域経済の浮揚や周辺道路の渋滞緩和などの効果を示すとともに、申請者が費用を負担するため、設置位置などにつきましても、十分に検討することが必要であると考えています。

現在、阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められています。また、滝室坂道路においては、いよいよ来年度の開通が予定されており、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えています。

この道路の開通により、災害時における信頼性の高いネットワークの構築はもとより、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の物流効率化など、地域活性化に大きな効果が期待されます。

県としましては、引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

[岩本浩治君登壇]

○岩本浩治君 土木部長より答弁いただきました。

中九州横断道路は、熊本、大分両県を結ぶ、九州の循環型ネットワークを形成しているということでございますし、観光振興や物流の効率化に加え、大規模災害時における緊急輸送など、多方面で効果が期待される重要な高規格道路であると答弁がありました。

阿蘇地域では、竹田阿蘇道路において、国道57号と接続する橋梁工事などが進められ、滝室坂道路においては、来年度の開通が予定され、そのアクセス道路となる県道内牧坂梨線の整備も佳境を迎えているとのこと。この道路の開通により、阿蘇地域のアクセス性は大きく向上し、観光振興や農産物の

物流効果など、地域活性化に大きく向上するものと思います。

引き続き、中九州横断道路の早期整備に向け、全力で取り組んでいただきたいと思います。

加えて、私が質問しました新たに追加するインターチェンジについては、地方公共団体が主体となり、一般道を高規格道路に接続することとなるため、国の許可を受けなければならない、この申請に当たっては、企業立地による地域経済の浮揚や周辺道路の渋滞緩和など効果を示しますが、申請者が費用を負担することとなるため、設置箇所などについても十分に検討することが必要であるとのことでございました。

地元の阿蘇市も、また、地元地域も、早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。県におかれましても、よき流れを、地元地域住民のため、一層の力強い御支援をお願いいたします。

次の質問に移らせてもらいます。

阿蘇の地下水保全についてでございます。

熊本は、火の国であると同時に、豊かな地下水に恵まれ、水の国としても知られており、熊本市及び周辺市町村では、水道水のほぼ100%を地下水に依存しているなど、地下水は、私たちの生活と産業にとって欠かすことのできない貴重な宝であります。

このような背景もあり、熊本地域では、地下水保全条例に基づく許可制度や白川中流域における水田湛水事業などに代表される地下水保全対策がこれまで行われております。

特に最近では、半導体関連企業の進出による大規模取水や開発等による地下水量への影響、とりわけ涵養域が減少することによる地下水量への影響が懸念され、県民の不安や関心が高まっております。

木村知事は、マニフェストで、地下水保全を最重要課題として掲げ、就任後、地下水保全推進本部を立ち上げられました。そして、10月末に行われた本部会議において、通常よく使われる第1、第2帯水層の地下水賦存量が約100億トンであることなど、これまでのデータの蓄積を踏まえ、シミュレーションを実施し、県民の不安解消に取り組んでおられます。

このような中、阿蘇地域は、九州の6つの一級河川の源流であり、熊本市周辺の地下水涵養の根幹を担う白川の源流としても極めて重要な地域であります。

この阿蘇の壮大なカルデラに降り注いだ雨や雪が、長い年月をかけて地下に浸透し、九州一帯に豊かな水を恵んでおります。

これまで、白川中流域、大津、菊陽町で実施されている大規模な地下水涵養事業は、同地域に広がる水田への湛水が主体であり、白川に取水堰があるかんがい用水により行われております。つまり、湛水事業の水源の多くは白川に依存しております。現在行われている湛水事業は、阿蘇谷の黒川、南郷谷の白川ありきの事業であります。ざる田地域の地下水をくみ上げ、その揚水を利用した湛水事業ではないのです。

大津・菊陽地域における水田涵養事業は、熊本地域の地下水保全に大きく貢献していると認識していますが、涵養事業そのものが阿蘇の河川水に依存しているという事実は、阿蘇の山々や広大な草原原野の健全性が地域の地下水システムにとっていかに不可欠であることを示しているものです。

このようなことから、私は、ちょうど1年前の一般質問において、白川と阿蘇カルデラ内の水環境について質問いたしました。その際、木村知事からは、県と熊本市が連携して、阿蘇の地下水保全に取り組んでいくことを大西市長と確認したことや、草原や水田、森林の水源涵養に果たす役割に着目し、企業や住民などの受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みを構築することなどを答弁いただきました。

その結果、今年8月1日から、公益財団法人阿蘇グリーンストックと県が連携して、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置され、阿蘇の水源保全機能を支えるための仕組みが開始しました。

現状では、草原の支援のみを開始しているとのことですが、阿蘇の豊富な水を保全するためには、草原だけでなく、水田や森林といった他の貴重な涵養域の保全対策も重要です。

県と地元市町村や関係団体が連携し、できるだけ早くこの基金を水田や森林を保全する活動にも活用できるよう、具体的な仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。

最近では、地域の地下水の流動に関して、従来の認識が変わってきました。過去の調査では、阿蘇の地下水は、主に阿蘇盆地内で完結し、大津、熊本方面には直接的には流れていないとされてきました。しかし、このたび、地下水研究において数々の論文を発表されております東海大学の市川名誉教授による最新の調査で、立野付近から大量の地下水が直接大津、菊陽方面に流下していることが明らかになりました。一部は、立野の手前で溶岩に阻まれ、自噴し、白川に流れ込んでおります。

私は、阿蘇の水循環が熊本地域の地下水に非常に重要な役割を果たしていることから、令和5年12月定例会において、地下水保全条例の地域指定について質問しましたが、現状においては、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないため、指定地域にも重点地域にも該当しないとのことでした。

その後、この条例が規制条例であることや阿蘇の水が豊富であることから、規制の必要性が現時点ではないとの説明を受けました。

引き続き、規制の必要性については、地下水位の常時観測により、長期的な視点でデータを確認して判断するとのことでしたが、熊本地域の水循環に貢献している阿蘇の水が重要であることは間違いありません。

まずは、九州の水がめである阿蘇地域の地下水を守るためには、最新の科学的知見、そして阿蘇地域の河川水に依存する白川中流域の涵養事業の実態を踏まえ、阿蘇の水循環が具体的にどのようなになっているのかということ、また、それが他地域の水循環にどの程度貢献しているかなど、基本的な知見をしっかりと押さえていく必要があると思います。

そのようなデータ等に基づき、今後の仕組みづくりに取り組む必要があると思いますが、今後の方針を環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 阿蘇地域の地下水保全の仕組みづくりに関する今後の方針についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、阿蘇地域は、水循環の中で非常に重要な役割を担うことから、県で設置した3か所の観測井戸での常時監視のほか、8か所の民間井戸や自噴井戸において、毎月観測を行っております。

それに加え、本年8月1日に、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、阿蘇地域の水源涵養機能を維持するため、九州の水を育む阿蘇の守り手基金を設置し、草原の保全活動に対する寄附の受付を開始しています。

この基金では、企業等からの支援のインセンティブとなるよう、支援の貢献度を定量化し、貢献証書として発行することとしています。

県では、その証明のための評価指標の検討を行う有識者による委員会を今年11月に設置しました。この委員会においては、今年度中に草原における評価指標を設定することとしており、順次水田や森林に関する評価指標についても設定することとしています。

この基金は、熊本県内だけでなく、九州各県の企業等からの支援も想定していることから、阿蘇地域が具体的にどの程度他の流域に対して貢献しているのかを示すことが非常に重要と考えています。

そのため、県では、今年度、熊本地域のモデルを参考に、阿蘇地域における水循環モデルの構築に取り組んでおり、あわせて、阿蘇地域における水源涵養状況の推計を行うこととしています。

このような水源涵養機能の評価指標等も活用し、草原や水田、森林などの水源涵養域の保全を通じて、将来にわたって阿蘇地域の地下水を保全できるよう、阿蘇管内の市町村や流域市町村などと連携し、実効性の高い仕組みを構築してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 環境生活部長より答弁いただきました。

阿蘇地域の地下水保全と涵養機能強化に向けた具体的な、かつ有望な事業計画について、私は提案したいと思います。

現在、阿蘇市、JA阿蘇、阿蘇地域土地改良区で、地下水研究の権威である東海大学の市川名誉教授に依頼し、阿蘇谷地下水循環涵養のための調査を行っております。

その一環として、減水深調査があります。一口に言いますと、阿蘇谷の水田は、地下水保全に有効かとの調査です。調査の結果、阿蘇谷の田畑は、白川中流域のざる田と同じ透水性の高い水田が多く存在することが判明しました。これは、阿蘇谷の水田もまた、天然の地下水涵養施設として、極めて高いポテンシャルを有しているとのことでした。

この科学的知見に基づき、阿蘇谷にある豊富な自噴水を含む表流水を、この透水性の高い水田群に一時的に湛水し、再度地下に戻す、阿蘇谷地下水循環涵養事業を計画しております。

この事業は、阿蘇地域の自噴地下水やくみ上げた地下水の有効活用として、阿蘇谷の冬季休耕田、約5,000ヘクタールを利用しての湛水で、阿蘇谷の地下水涵養量を高める、その結果として、黒川の水量を安定させ、白川下流域の涵養に貢献するという効果を目指しております。

元来、白川の水量は、季節にかかわらず水量が安定していると言われております。それは、取りも直

さず、阿蘇地域の地下水によるものであります。一般的な河川は渇水期というものがありますが、白川水系にはそれはありません。

さて、この水田を活用した涵養事業は、これまでの草原・森林保全といった伝統的な水源確保対策に次ぐ極めて有力な地下水涵養の柱となり得るものと確信するものであります。

つきましては、県当局におかれましても、この阿蘇谷の革新的な地下水循環涵養事業に対して、その重要性と公益性を深く御理解いただき、支援、参画を御検討いただきますよう期待しまして、要望いたします。

次の質問に移らせてもらいます。

高校入試における不登校生徒への対応と入学後についてでございます。

文部科学省による不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間の欠席日数が30日以上となった状態を指すとあります。

文部科学省が実施している令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国的には中学生の不登校は年々増えておるといことです。

背景としては、本人自身の問題と家庭環境に関するものがあり、調査項目では、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、不安、抑鬱、学業の不振や頻繁な宿題の未提出、いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題などが多くなっております。

全国の国公立小中学校の不登校児童生徒は、12年連続で増え、全体の3.9%に当たる、これは26人に1人ですが、35万3,970人と過去最多を更新と記載がありました。

熊本県内の国公立小中学校については、不登校児童生徒は全体の4.1%に当たる5,781人でした。前年度から67人減り、12年ぶりに減少に転じ、小学生は2,133人、中学生は3,648人、熊本県内の国公立の高校生でも3年ぶりに減少に転じ、751人と報道されました。

このような中、10月24日付の朝日新聞によると、都道府県立高校の入試で使う調査書、いわゆる内申書の出欠席日数欄が、2027年度入試までに、4割に当たる19の都府県でなくなるとの記事が掲載されました。

出欠席日数欄をなくした理由として、不登校の生徒らの心理的負担をなくすため、学習の形も出席の扱いも様々になってきたためとある一方、出欠席日数欄を残す理由として、合否判定には使わないが、中学校での状況が分かるなどが挙げられております。

調査書は、出欠席日数以外にも、各教科の評定や活動の記録など、生徒のよい面や努力した点を中学校が記載し作成した資料であり、学力検査とともに合否判定に用いられると聞いております。

令和7年6月27日付で、文部科学省から都道府県教育委員会教育長に対し、身体、健康上のやむを得ない理由により中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく、選抜において不利に取り扱うことがないように通知されております。

そこで質問ですが、県立高校入試において不登校生徒が受験する際、不利に取り扱われることはない

でしょうか。

私の地元の阿蘇中央高校では、令和7年度の学科改編により、既存の普通科、総合ビジネス科、社会福祉科に加え、探求活動を充実させた新たな普通科である探究科、スマート農業について学ぶ農と食の科学科、緑と水の科学科を新設し、普通教科だけでなく、商業、農業、社会福祉など、専門教科の特色を生かした魅力ある教育を実施し、生徒たちが充実した日々を過ごし、生き生きと活動しております。

その中には、中学校時に、ひょっとすると不登校生であった生徒もいるかもしれませんが、しかし、生徒たちが活発に活動し、頑張っている姿からは想像もできません。このように、県内における他の県立高校においても、同じように中学校時に不登校傾向だった生徒が高校入学後に活躍している学校もあるのではないかと思います。

そこで、中学校時に不登校だった生徒が県立高校入学後にどのような状況になっているか、教育長にお尋ねいたします。

○副議長(緒方勇二君) 教育長越猪浩樹君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、高校入試における不登校生徒への対応についてお答えします。

県教育委員会では、文部科学省からの通知を踏まえ、熊本県立高等学校入学者選抜要項を作成するとともに、各校に同通知及び同要項に基づき適切に対応するよう通知しています。

高校入試では、欠席日数によって不合格とすることはなく、不登校生徒がそのことのみをもって不利に取り扱われることはありません。

次に、中学校時に不登校だった生徒の県立高校入学後の状況についてお答えします。

本県では、中学校時に不登校だった生徒の6割以上が高校入学後に不登校の状況を解消しています。

例えば、中学校時に人間関係に悩んでいたある生徒は、新たな友人と出会い、充実した高校生活を送ることができるようになった結果、学校を代表して多くの人の前で高校生活の楽しさや充実感を伝えることができるようになったり、また、やりたいことを思いっきりできる環境で学び、クラブの部長を務めた生徒もいます。

このように、環境の変化をプラスに変え、高校入学後に新たな目標を見つけ、活躍の場を自分で広げることで、不登校の解消につながっていると考えています。

また、高校入学後も不登校が解消していない生徒もいることから、そのような生徒に対しては、1人1台端末を活用して、オンラインでの学びの保障をするとともに、心の健康観察等を行うなど、生徒に寄り添った支援を行っています。

県教育委員会では、生徒一人一人が生き生きと活躍できるよう、引き続き不登校生徒を支援してまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 ただいま教育長より答弁いただきました。

熊本県の場合は、高校入試において、調査書を選抜資料の一部としているが、欠席日数によって不合格とすることはしないと、不登校生徒をそのことのみをもって不利に取り扱うことはないということでございました。

また、地域との協働体制や高校魅力化コンソーシアムの構築及びコーディネーター配置の推進や多様なニーズに応じた学びの場づくりの推進を対策されていることでもございました。教育長、ありがとうございました。

今回も、まだ答弁切り返したかったんですが、時間がありませんで……

○副議長(緒方勇二君) 所定の時間を超えていますので、発言を終結願います。

○岩本浩治君(続) 毎回時間をオーバーしております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

最後まで御清聴ありがとうございました。(拍手)